

## 09年12月市議会一般質問(案)

09年12月4日

6番 日本共産党 福間健治

日本共産党の福間健治です。通告をしました。4項目について、分割方式で質問いたします。

### 1、市長の政治姿勢

#### ■ 鳩山新政権の評価について

新政権に対し、日本共産党は、国民にとってよいことには、賛成するし、積極的に提案をしていくこと。また国民の利益を守る立場から問題点を正すという「建設的野党」として立場で臨んでいます。国会論戦を通じて、正さなければならない問題がいくつも浮上しています。

第一は、沖縄普天間基地問題で、岡田外務大臣の県外移設は公約ではないとの国会答弁は、絶対なりたたない弁明です。党首が公開テレビ党首討論で「県外、国外」と言明したことが公約でないのなら、選挙中の公約はまったく意味はありません。

第二は、後期高齢者医療制度について、「新しい制度」ができるまで撤廃は先送りするという姿勢です。昨年国会、参議院で、当時の野党4党が共同して提出した廃止法案の立場からするのなら、撤廃先送りの方針転換には道理はありません。

第三は「政治と金」の問題です。鳩山首相の「偽装献金」、小沢幹事長の政治資金パーティーの虚偽記載疑惑であります。鳩山首相は「捜査に支障をきたす」と説明責任を避けていますが、疑惑をもたれたら、自ら明らかにする

ことは国会議員の責務であります。衆参の予算委員会で真相解明の集中審議をおこなうべきです。

第四は「官僚答弁禁止」です。国会改革の一つとして法律で「官僚答弁禁止」を決めようとしていることには重大な問題があります。まず国会の「国政調査権」「行政監督権」の重大な侵害となります。国会が行政機構、官僚機構の問題点を直接ただすおおきな障害となります。さらに重大なのは内閣法制局長官の国会答弁を封じる意向を示していることは、「政治主導」の名で解釈改憲がすすめられる極めて危険なもの指摘しなければなりません。

第五に、全会派の合意を無視した民主党の異常な国会運営に「自公政権」とどこが違うのかと批判が噴出しています。数の横暴には道理はありません。

第六は、事業仕分けです。米軍へのおもいやり予算や政党助成金、官房機密費など、本当の無駄は温存、医療や福祉、科学技術研究など無駄じゃないのに削られる、「これでいいのか」との声があがっています。

そこで質問ですが、市長は新政権のこの間の動向について、どのような認識をお持ちでしょうか。見解を求めます。

## ■市長の総務省「地域主権関係」の顧問任命について

さて釘宮市長は、さる10月30日、総務省「地域主権関係」の顧問に任命され、「真の分権国家の実現に向け、その役割を果たしたい」「地方からの思いをしっかりと主張していく」と決意を語っていますが、いまもっとも重視して主張していかなければならない課題は、どういうことだとお考えでしょうか。見解を求めます。

### 2、 地方分権

## 地方分権改革の基本方向について

### (2)

今日、「地方分権」がさかんにいわれていますが、この間「地方分権」の名ですめられてきたことは、「分権」とは正反対の地方自治破壊です。第一に国の責任を放棄し、地方への財源支出を大幅に削ること。具体的には「三位一体改革」によって地方交付税を大幅に削減したことです。第二に自治体の規模を大きくし、自立能力をつけろとして、市町村合併を押し付けてきたことです。地方の疲弊がすすむなか「分権に期待していた自治体関係者から、「だまされた」という声がわきあがっています。

今後の方針でも、政府の「地方分権改革推進要綱」では、「地方分権改革を推進することが将来の道州制の道筋をつけることになる」と、冒頭にその目的を明らかにしています。いますすめられている「地方分権」は、国の財政負担の削減、市町村再編の押し付け、そして道州制の導入をめざしたものであり、自治体や住民のための地方自治充実の方向からでてきたものでないことは明瞭です。格差拡大、弱肉強食の構造改革路線によって、地方は切り捨てられ、地域と地方自治が脅かされています。疲弊した地域経済と地方自治を回復させるとりくみこそを、今求められています。そこで質問します。

- 「地方分権」というのなら、「住民の福祉の増進を図る」（地方自治法第一条の二）という自治体本来の役割をはたしていくため、国庫補助・国庫負担金の削減を許さず、地方交付税のこの間の削減分を復元させ、地方財源の保障・拡充し、地方自治発展の土台を築くことです。また「関与」や「助言」の名による国の不当な地方への支配の仕組みをなくし、自治体が文字通り国と対等で自主的で判断ができるように、地方自治法改正、国と地方の協議の場の法制化などが求められます。さらに、地方のいっそうの弊害と地方自治の形

骸化をもたらす、道州制の導入とさらなる市町村再編に反対し、地方自治を

(3)

守ることだと考えますが、見解を求めます。

■地方分権改革委員会の第3次勧告についてです。

10月7日、政府の地方分権改革推進委員会は、2次勧告で見直し対象とされた義務付け、格付けに係る条項4000のうち、892条項について具体的に講ずる措置を指示しています。その後最終となる第4次勧告もだされています。

第3次勧告は、自治体業務に対し、国が全国一律で定めている最低基準を廃止すれば、地域の実情にあったサービス提供が可能になるとし、保育所、病院、特別擁護老人ホームなどの施設基準や人員配置の国基準を取り払うよう求めています。

全国一律基準は、憲法に基づき、どこに住んでいても、一定水準の教育や福祉が受けられるよう定めたものです。国基準の上乗せはいまでも自由にできます。廃止すれば、国の基準に基づいて地方に出されていた国庫負担を減らすことにつながり、行政サービスの向上どころが、地域格差をさらに広げる危険があります。そこで質問ですが、第3次勧告についてどのような評価をされていますか、見解を求めます。

3、大道陸橋工事に伴う交通渋滞対策について質問します。

10月24日、田室町公民館での市政報告会で、地域のみなさんから異口同音に強い要望がだされたのが、大道陸橋工事にともなう交通渋滞対策でした。

同工事は平成23年1月頃をめどに、工事期間は7ヶ月あまりを要するとお聞きしています。

国道10号大道バイパスは、一日の交通量は5万台、市内交通の要所でもあり、産業活動の拠点道路となっています。地域住民からは同工事にともなう、生活

道路への進入車両の増加による生活環境の悪化が懸念されています。

(4)

■そこで質問しますが、大道陸橋工事にともなう全市的な交通渋滞対策、工事周辺地域の環境保全などについて万全の対策が求められています。どのような取り組みをされているのか見解を求めます。

#### 4、後期高齢者医療制度について

最後に後期高齢者医療制度について、葬祭費未申請問題について質問します。さる11月26日、開催されました大分県後期高齢者広域連合議会第2回定例会での、葬祭費の未申請はどれだけあるのかとの私の質問に、1773件と答弁がありました。これは全体の2割に上ります。葬祭費は死亡のさいに、2万円が支給されるものです。

大分市関係は約460件とお聞きしています。把握が困難とのことで放置しておくことは許されません。

■広域連合事務局はもとより、市の関係部署の連携で、ご遺族など関係者に申請をしていただく最大限の努力をすべきであります。見解を求めます。

(5)